

社会福祉法人親善福祉協会
しんぜんケアプランセンター
重要事項説明書

1. 運営法人について

(1) 法人の概要

名称	社会福祉法人親善福祉協会
所在地	横浜市泉区西が岡 1 丁目 28 番地 1
代表者名	理事長 水地 啓子
電話番号	045-813-0221

(2) 法人が運営する事業所

事業所名	所在地	運営事業	定員
国際親善総合病院	横浜市泉区西が岡 1-28-1	一般病床 地域包括ケア病床 緩和ケア病棟	287 床
しんぜんクリニック	横浜市泉区弥生台 16-1 相鉄ライフ弥生台 2 F	診療所	
		(介護予防)通所リハビリテーション	10 名
		病児保育事業	6 名
特別養護老人ホーム 恒春ノ郷	横浜市泉区西が岡 1-30-1	介護老人福祉施設 (本入所)	112 床
		(介護予防) 短期入所生活介護	10 床
		(介護予防) 通所介護	25 名
特別養護老人ホーム 恒春の丘	横浜市戸塚区舞岡町 3048-5	介護老人福祉施設 (本入所)	180 床
		(介護予防) 短期入所生活介護	20 床
		居宅介護支援	
介護老人保健施設 リハパーク舞岡	横浜市戸塚区舞岡町 3048-4	介護老人保健施設 (本入所)	100 床
		(介護予防) 短期入所療養介護	
		(介護予防)通所リハビリテーション	45 名
		(介護予防)訪問リハビリテーション	
横浜市芹が谷 地域ケアプラザ	横浜市港南区芹が谷 2-16-12	地域活動交流事業 生活支援体制整備事業 地域包括支援センター運営事業 介護予防支援事業 居宅介護支援	
しんぜん 訪問センター	横浜市泉区西が岡 1-29-1	居宅介護支援 (介護予防) 訪問介護 (介護予防) 訪問看護	

2. 概要

(1) 事業所について

事業所名	しんぜんケアプランセンター
所在地	横浜市泉区西が岡1丁目29番地1
電話番号	045-410-8899
介護保険指定番号	第1473600201号
管理者	石田 郁子
サービス提供地域	泉区・戸塚区・瀬谷区・旭区
併設事業所	しんぜん訪問介護ステーション、しんぜん訪問看護ステーション

(2) 当事業所における運営の目的と方針

- ①居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として相談を受け付けてから7日以内に利用者宅を訪問のうえ、状況調査を行います。
- ②適正な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、給付かつ効率的に提供されるために、常に利用者の立場にたち、提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。当事業所の居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の確認書のとおりです。
- ③事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体との線密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に十分配慮いたします。
- ④介護支援専門員の質的向上を図るための定期研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備します。また、利用者の人権の擁護・虐待の防止や感染症の予防・蔓延防止のための研修等の実施やその体制についても整備します。
 - ・採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - ・倫理及び法令遵守・プライバシー保護に関する研修 年1回
 - ・虐待防止に関する研修 年1回
 - ・身体拘束等の廃止のための取り組みに関する研修 年1回
 - ・ハラスメントに関する研修 年1回
 - ・認知症ケアに関する研修 年1回
 - ・介護予防に関する研修 年1回
 - ・感染症に関する研修 半年1回
- ⑤職員が働きやすい職場を実現するため、ハラスメントの防止に努め、ハラスメント防止に係る指針を整備し、また事業所内に担当者を設け対応します。

(3) 職員体制

職種	業務内容	人員
管理者	事業所の運営および業務全般の管理	常勤1名 (主任介護支援専門員と兼務)
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	常勤2名以上 (1名は管理者と兼務)
介護支援専門員		常勤2名以上
事務員	居宅介護支援サービス等に係わる事務業務	非常勤1名以上

(4) 営業時間

午前9時00分～午後6時00分

ただし、年末年始(12/30～1/3)を除く。

なお、土日および祝日は当番制にて対応します。

※上記業務時間以外の緊急時には、必要に応じて24時間対応する体制を整えています。

(5) サービス利用料及び利用者負担

①指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。なお、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの支払は受けないものとします。

②介護支援専門員が通常サービス提供地域を越えて訪問・出張する必要がある場合には、その旅費(実費)の支払いが必要となります。但し、自動車を使用した場合は、通常事業の実施地域を超えてから、片道1km毎に100円の料金となります。

(6) 居宅介護支援費

居宅介護支援費(I) (i)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1～44件	要介護1・2	1,086単位
		要介護3・4・5	1,411単位
居宅介護支援費(I) (ii)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が45～59件	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援費(I) (iii)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

※1 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、サービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サ

ービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

(7) 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日の内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けていること	600 単位
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによること	750 単位
退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによること	900 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
通院時情報連携加算	病院又は診療所において医師の診察を受けるときに同席し、医師等に対して心身の状況や生活環境等の情報を提供するとともに、医師等から必要な情報の提供を受けたうえで居宅サービス計画に記録した場合	50 単位

(8) 特定事業所加算

算定要件		加算Ⅰ (505 単位)	加算Ⅱ (407 単位)	加算Ⅲ (309 単位)	医療介護 連携加算 (125 単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること	○	○	○	○
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2 名以上配置していること	○	○	○	○
③	常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること	○	○	○	○
④	常勤かつ専従の介護支援専門員を 2 名以上配置していること	○	○	○	○

⑤	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	
⑥	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	
⑦	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 である者が 4 割以上であること	○			
⑧	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	
⑨	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること	○	○	○	
⑩	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	
⑪	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	
⑫	介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 45 名未満であること	○	○	○	
⑬	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	
⑭	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	
⑮	必要に応じて多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	
⑯	前々年度の三月から前年度の二月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が 35 回以上であること				○
⑰	前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケア加算を 5 回以上算定していること				○
⑱	特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること				○

(9) 契約の終了等

- ①利用者が居宅介護支援にかかわる訪問調査・居宅サービス計画の作成等のサービス提供をキャンセルまたは中断する場合、事前に当事業所までご連絡ください。
- ②居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について、利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに当事業所までご連絡ください。
- ③利用者は、1 週間以上の予告期間があれば、解約することができます。
- ④サービス提供のキャンセルまたは解約の場合もキャンセル料等は必要ありません。

3. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	しんぜんケアプランセンター
担当者	石田 郁子（管理者）
電話番号	045-410-8899
対応時間	月曜日～金曜日（祝祭日および12/30～1/3を除く） 午前9時～午後6時

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者から対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 外部苦情相談窓口

泉区役所福祉保健センター 高齢・障害支援課	所在地	横浜市泉区和泉中央北 5-1-1
	電話番号	045-800-2436
戸塚区役所福祉保健センター 高齢・障害支援課	所在地	横浜市戸塚区戸塚町 16-17
	電話番号	045-866-8452
瀬谷区役所福祉保健センター 高齢・障害支援課	所在地	横浜市瀬谷区二ツ橋町 190
	電話番号	045-367-5714
旭区役所福祉保健センター 高齢・障害支援課	所在地	横浜市旭区鶴ヶ峰 1-4-12
	電話番号	045-954-6061
横浜市 はまふくコール (横浜市苦情相談コールセンター)	所在地	横浜市中区本町 6-50-10
	電話番号	045-263-8084
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠木町 27-1
	電話番号	045-329-3447

4. 医療機関との連携

入院時に指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進するため、入院が必要になった場合は、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関にお伝えください。

5. 事故発生時の対応について

当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

- (1) 事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録を行うものとします。
- (2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。

6. 緊急時の対応について

当事業所はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

7. 虐待の防止について

当事業所は虐待の発生又はその再発の防止をするため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っています。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置しています。

8. 身体的拘束等の適正化の推進

- (1) 事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行わないこととします。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。

- ①切迫性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ②非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くものとします。

- (2) 必要最小限の範囲で身体拘束等を行う場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、2年間保存します。
- (3) 事業所として、身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的に行います。

9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 衛生管理等について

当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 利用者自身によるサービスの選択と同意

(1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ①指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ②特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ③居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

12. 秘密保持

事業所及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者またはその家族から文書で同意を得るものとします。

また、職員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とします。

当事業所は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名の上、各自1通を保有するものとします。

年 月 日

事業所名 しんぜんケアプランセンター

所在地 横浜市泉区西が岡1丁目29番地1

管理者 石田 郁子

説明者

私は本書面に基づいて重要事項の説明および交付を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____

(上記代理人) ※代理人を選任した場合

住 所 _____

氏 名 _____ 続 柄 _____